



事務連絡
平成25年12月20日

公益財団法人 日本体育協会
公益財団法人 全国高等学校体育連盟 御中
公益財団法人 日本中学校体育連盟
公益財団法人 日本高等学校野球連盟

文部科学省スポーツ・青少年局
参事官（体育・青少年スポーツ担当）付

スポーツによる脳損傷を予防するための提言に関する情報提供について

先般、一般社団法人日本脳神経外科学会によりスポーツによる脳損傷を予防するための提言が発表され、その内容について別添のとおり情報提供がありましたので、各団体における事故防止、安全管理の取組を進める際の御参考までにお送りします。

なお、本件については、各都道府県教育委員会等にも連絡していることを申し添えます。

【本件照会先】
文部科学省 スポーツ・青少年局
参事官（体育・青少年スポーツ担当）付
スポーツ安全係
電話：03-5253-4111（内線3776）

平成 25 年 12 月 16 日

スポーツによる脳損傷を予防するための提言

一般社団法人日本脳神経外科学会

日本脳神経外科学会ならびに日本脳神経外傷学会は、「スポーツによる脳損傷」を予防するための研究を行い、それにもとづいて可能な限り最善の診療を行うよう努力してきた。

しかし、医師は、患者ならびに関係者の行動を規制することができない。したがって、的確な診療を行うには、国民の理解が不可欠である。この提言は、「スポーツによる脳損傷」について、国民が認識しておくべき必須の事項を整理したものである。

- 1-a. スポーツによる脳振盪は、意識障害や健忘がなく、頭痛や気分不良などだけのこともある。
- 1-b. スポーツによる脳振盪の症状は、短時間で消失することが多いが、数週間以上継続することもある。
- 2-a. スポーツによる脳振盪は、そのまま競技・練習を続けると、これを何度も繰り返し、急激な脳腫脹や急性硬膜下血腫など、致命的な脳損傷を起こすことがある。
- 2-b. そのため、スポーツによる脳振盪を起こしたら、原則として、ただちに競技・練習への参加を停止する。競技・練習への復帰は、脳振盪の症状が完全に消失してから徐々に行なう。
3. 脳損傷や硬膜下血腫を生じたときには、原則として、競技・練習に復帰するべきではない。